

文書番号	JWWA-107	版番号	第6版
文書名称	JIS 製品認証に係る費用規則	制定	平成17年4月1日
		改正	令和7年3月28日

## JIS 製品認証に係る費用規則

改訂履歷：省略

2005.4.1 制定	JIS 製品認証業務	JWWA-107
	JIS 製品認証に係る費用規則	

(目的)

第1条 この規則は、JIS 製品認証業務規程 (JWWA-002) に基づき、申請者及び認証取得者が負担する製品等の認証業務に関わる手数料及び費用について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則における次の各号に掲げる用語の定義は、JIS 製品認証規則 (JWWA-106) (以下「認証規則」という。) の各号に定めるところによる。

- (1) 受付手数料  
認証規則の「5.認証の申請」、「10.2) 認証書の再交付」、「11. 認証の追加又は変更」、及び「12. 認証維持審査」の申請に関わる受付事務に要する費用
- (2) 書類調査手数料  
認証規則の「6.2.初回工場審査」等に関わる申請書類の内容調査に要する費用、又は現地調査に換えて実施するリモート調査に必要な書類調査に要する費用
- (3) 認証料  
認証規則の「9.認証契約」に関わる認証決定に要する費用
- (4) 認証維持料  
認証製品の登録維持管理に要する費用
- (5) 再交付の申請に伴う認証書再交付手数料  
認証規則の「10.2) 認証書の再交付」による認証書の再交付に要する費用
- (6) 認証事項変更審査手数料  
認証規則の「11. 認証の追加又は変更」に伴う書類調査等に要する費用
- (7) 現地調査料  
認証規則の「6.初回工場審査及び初回製品試験」、「12.認証維持審査」(「12.4 臨時の認証維持審査」を含む)、及び認証方式の変更(ロット認証から一般認証への変更)等の現地調査に要する費用
- (8) 試験立会料/試料採取立会料  
本協会認証審査員(以下「審査員」という。)が、現地調査と別日程で、工場又は試験所等において試験や試料採取及びJIS Q 17025の妥当性確認に立ち会った場合の費用
- (9) 事前訪問手数料  
審査員が、審査を行う工場等へ事前に訪問した場合に要する費用
- (10) フォローアップ手数料  
認証規則の「11.認証の追加又は変更」、「15.違法な表示等に係る措置」及び「16.認証の取消し」等の確認に要する費用
- (11) JIS マーク除去立会手数料  
認証規則の「16.認証の取消し」等に関わるJIS マークの除去(抹消)の立会に要する費用
- (12) 製品試験料

認証規則の「6.初回工場審査及び初回製品試験」、「12.認証維持審査」、及び「12.4.臨時の認証維持審査」等の製品試験で、本協会と下請負契約を締結した試験所における試験に要する費用

(受付手数料)

第3条 受付手数料は、認証の申請に伴う費用で、申請工場ごとに、別表-1に掲げる金額とする。

(書類調査手数料)

第4条 書類調査手数料は、初回時における申請書類の内容調査、又はリモート調査に必要な書類調査に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(認証料)

第5条 認証料は、認証契約に関わる認証書の交付、及び認証製品の登録や維持管理等に伴い認証取得初年度に限り請求する費用で、別表-1に掲げる金額とする。なお、別表-1に掲げる品目区分は、別表1-1による。

(認証維持料)

第6条 認証維持料は、認証製品の登録の維持管理に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(再交付の申請に伴う認証書再交付手数料)

第7条 再交付の申請に伴う認証書再交付手数料は、認証書の紛失等による認証書の再交付に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(認証事項変更審査手数料)

第8条 認証事項変更審査手数料は、認証の追加あるいは変更等の理由による書類調査に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(現地調査料)

第9条 現地調査料は、初回、維持、及び臨時等の現地調査に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(試験立会料/試料採取立会料)

第10条 試験立会料/試料採取立会料は、第9条の現地調査と別日程において、申請者及び認証取得者の試験設備を利用して行う試験、又は試料の採取、及びJIS Q 17025の妥当性確認に審査員が立ち会った場合の費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(事前訪問手数料)

第11条 事前訪問手数料は、審査を行う工場等に審査員が事前に訪問した場合に要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(フォローアップ手数料)

第12条 フォローアップ手数料は、審査を実施して不適合が発見された場合に、不適合を適切に解消するための是正処置の実施状況を審査員が書類調査及び／又は現地調査(リモート調査を含む)で確認するために要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(JIS マーク除去立会手数料)

第13条 JIS マーク除去立会手数料は、重大な不適合が発生し認証の取消し等が決定した場合に、製品等からの JIS マークを除去(抹消)する作業に審査員が立ち会うために要する費用で、別表-1に掲げる金額とする。

(製品試験料)

第14条 製品試験料は、本協会と下請負契約を締結した試験所において実施する試験及び成績書作成等に要する費用で、契約した試験所の規則等に基づく請求金額とする。

なお、下請負契約を締結した試験所への試験依頼に要する費用として、別表-1に掲げる試験依頼事務手数料を別途請求する。

(国外における認証業務)

第15条 国外で認証業務を実施した場合は、第9条から第13条に掲げる費用の2倍の金額を請求する。

(納入額)

第16条 第3条から第14条に掲げる手数料等の納入額は、別表-1に掲げる金額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率(以下「消費税率」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する税率(以下「地方消費税率」という。)を乗じて得た額とする。なお、この場合において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 消費税率及び地方消費税率の改正があった場合、納入額に適用する改正後の税率は、施行の日から適用する。

(出張旅費)

第17条 第9条から第14条の認証業務における出張旅費は、審査員の往復交通費及び宿泊費等とし、本協会の検査旅費要綱に基づき算出する。

(手数料等の納入)

第18条 新規及び維持審査に伴う手数料等は、判定委員会の承認をもって申請者又は認証取得者に請求するが、判定委員会の審議を要しない手数料等については、発生都度、速やかに請求する。

(規則の改正)

第19条 この規則の別表-1(規則第3条から第18条に規定する費用)の改正については、運営

委員会の議を経て、最高責任者がこれを定める。

(費用等の請求書の取扱い及び様式)

第20条 費用等の請求書は、請求に必要となる事項を書面に印刷したものとする。

なお、請求書について、書面及び電子データの両方を送付する場合、書面が正本であり、電子データは副本として取り扱うものとする。

2 請求に必要となる事項とは、次に定めるところによる。

- (1) 請求金額は、本規則に基づき算定された金額及び消費税額（適用税率含む）をいう。
- (2) 請求日は、請求書を発行した年月日をいう。
- (3) 請求書管理番号は、請求内容を確認・管理するため、請求書に記載する通し番号をいう。
- (4) 適格請求書発行事業者登録番号は、日本水道協会の適格請求書発行事業者登録番号をいう。
- (5) 請求先の宛名及び宛先は、請求先となる申込者及び認証取得者の名称とその住所をいう。
- (6) 請求内容は、請求対象となる JIS 製品認証業務等をいう。
- (7) 日本水道協会理事長名は、請求日に在任する日本水道協会理事長の氏名をいう。
- (8) 日本水道協会の所在地は、日本水道協会の主たる事務所を置く所在地をいう。
- (9) 会計事務専用公益社団法人日本水道協会理事長之印は、会計事務に専用する公印をいう。
- (10) その他は、上記のほか、円滑な請求業務に資するもの及び法令に準じて記載を要するものをいう。

付 則

第0-2版、第14条のなお書きの実施日は、平成19年6月1日からの申請受理分より適用する。

付 則

第4版第20条は、令和5年10月1日より適用する。

付 則

第6版第4条、第8条、第11条及び第12条の改正は、令和7年4月1日より適用する。

別表-1 規則第3条から第18条に規定する費用

費用項目 検査方式	条件	金額 (単位 円)	
		一般認証	ロット認証
①受付手数料	1件 (申請者又は認証取得者別)	15,000	
②書類調査手数料	1件 (申請者又は認証取得者別) 1) JIS 既得又は ISO 活用の場合、基本料金に 0.8 を乗じた金額とする。 また、同時申請で工場及び別表 1-1 の品目区分又は業務範囲の登録区分が複数ある場合は、右記による。 2) リモート調査の場合、基本料金に 1.5 を乗じた金額とする。ただし、前記 1) の条件に該当する場合は、前記 1) で算出した額に 1.5 を乗じた金額とする。	105,000 (基本) 2 工場以上 1 工場増す毎/30,000 加算 2 品目以上 1 品目増す毎/10,000 加算 1 登録区分増す毎/30,000 加算	
③認証料	1件 (品目区分別) ただし、同時申請で工場及び別表 1-1 の品目区分が複数ある場合は、右記による。	150,000 2 品目以上 1 品目増す毎/75,000 加算 2 工場以上 1 工場増す毎/20,000 加算	
④認証維持料		150,000/年 2 品目以上 1 品目増す毎/75,000 加算 2 工場以上 1 工場増す毎/20,000 加算	—
⑤再交付の申請に伴う 認証書再交付手数料	1件	10,000	
⑥認証事項変更審査手数料	1件	30,000 (2 時間まで) 15,000/時間 (超過分)	
⑦現地調査料 (初回/維持・臨時)	1 日/2 人/1 工場 ただし、リモート調査の場合は 2 日/2 人/1 工場	105,000/人・日(7 時間まで) 15,000/人・時間 (超過分)	105,000/人・日又は 15,000/人・時間 (製品試験のみの場合も適用する。)
⑧試験立会料/ 試料採取立会料	現地調査と別日程で行う場合	50,000/回/人	
⑨事前訪問手数料		50,000/回/人	
⑩製品試験料	委託試験所に試験を依頼した場合	実費	
⑪フォローアップ手数料	1件	現地調査 (リモート調査を含む) : 本表⑦を適用する。 書類調査 : 本表⑥を適用する。	
⑫JIS マーク除去立会 手数料		50,000/回/人	
⑬試験依頼事務手数料	委託試験所に試験を依頼した場合	本表⑩の 5%	

※国外に赴いて⑦、⑧、⑨、⑪、⑫の業務を実施した場合は、費用の2倍の金額を請求する。

別表1-1 品目区分

品目番号	品目名	JIS 規格番号及び名称	
1	青銅弁	B 2011	青銅弁
2	鋳鉄弁類	B 2031 B 2062	ねずみ鋳鉄弁 水配管用仕切弁
3	給水栓	B 2061	給水栓
4	鋼製管継手類	B 2309 B 2313	一般配管用ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手 配管用鋼板製突合せ溶接式管継手
5	鋳鉄製管継手類	B 2301 B 2239	ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手 鋳鉄製管フランジ
6	ゴム類	B 2401-1 K 6353	O リングー第1部：O リング 水配管接合部用ゴム
7	給水弁類	B 8410 B 8414	水道用減圧弁 温水機器用逃し弁
8	構造用鋼管類	G 3444 G 3445	一般構造用炭素鋼鋼管 機械構造用炭素鋼鋼管
9	鋳鉄品類	G 5502	球状黒鉛鋳鉄品
10	ダクタイル鋳鉄管	G 5526	ダクタイル鋳鉄管
11	伸銅品類	H 3250 H 3260 H 3401	銅及び銅合金の棒 銅及び銅合金の線 銅及び銅合金の管継手
12	ポリ塩化ビニル管・継手類	K 6739 K 6741 K 6742 K 6743 K 6776 K 6777	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 硬質ポリ塩化ビニル管 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管 耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手
13	ポリエチレン管・継手類	K 6761 K 6762 K 6769 K 6770 K 6787 K 6788	一般用ポリエチレン管 水道用ポリエチレン二層管 架橋ポリエチレン管 架橋ポリエチレン管継手 水道用架橋ポリエチレン管 水道用架橋ポリエチレン管継手
14	ポリブテン管・継手類	K 6778 K 6779	ポリブテン管 ポリブテン管継手
15	水道メーター及び温水メーター	B 8570-1	水道メーター及び温水メーター －第1部：一般仕様